

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和４年度第６回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	１ 諮問事項 個人情報保護制度の運用の手引等について（公開） ２ 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 (１) 市税等の収納管理事務の変更について（収税課） (２) パブリック・コメント手続の変更について（行政管理課） (３) 斎場予約に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市民課） (４) おくやみコーナー事務の開始について（市民課） (５) 野田市スポーツ施設予約システムに関する事務の変更について（スポーツ推進課） (６) 環境美化負担金交付事務の変更について（環境保全課） (７) 住宅用省エネルギー設備設置補助金交付事務の変更について（環境保全課） (８) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（生活支援課） (９) 社会福祉法人の設立及び定款変更に関する事務の開始について（生活支援課） ３ 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（非公開）
日 時	令和４年１２月２２日（木）午前９時３０分から午後０時１５分まで
場 所	市役所低層棟４階 委員会室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、松本 陽子（収税課収納係長）、飯村 南那（収税課収納係主事）、田村 和樹（行政管理課事務管理係主任主事）、小島 修次（市民課長補佐）、平塚 滯（市民課庶務係主事補）、小澤 みどり（市民課受付係長）、藤本 裕人（市民課受付係主査）、齋藤 豊（スポーツ推進課長補佐）、金子 寿一（児童家庭課長補佐）、若林 靖史（行政管理課情報政策係主査）、秋山 敦哉（環境保全課環境保全係長）、里見 秀（生活支援課長補佐）、西野 寛史（生活支援課保護一係長） 事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷

	亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）
傍 聴 者	0 人
議 事	
令和4年度第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 諮問事項（公開） 個人情報保護制度の運用の手引等について 市長から諮問を受けた。 担当者から諮問の概要の説明があった。 副市長 具体的な資料については次回審議いただければと思います。 須賀会長 それでは、本日は諮問のみを受け、次回以降審議することとする。 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 (1) 市税等の収納管理事務の変更について（収税課） 担当者から概要の説明を受けた。 玉真委員 収集項目に「家族情報」を入れているのはなぜか。 飯村主事 当該事務は複数の業務で構成されており、家族情報を取り扱う場面は幾つかございますが、例えば市営住宅の入居に際する記載事項証明書には、同居する家族の情報を記載することになりますので、収集項目としています。 玉真委員 記載事項証明書とはどういったものか。 飯村主事 収税課で取り扱うものは、税の未納がないことを証明するものになります。主に、種々の手続において税の未納がないことを要件としている場合に添付することになる書類です。 須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。 (異議無し) (2) パブリック・コメント手続の変更について（行政管理課） 担当者から概要の説明を受けた。 小林委員 連絡先の記入は必須か。あるいは任意か。 田村主任主事 連絡先の記入は、電子媒体での意見提出に限定し、任意で記入するものとなります。 小林委員 連絡先を記載することに抵抗がある場合もあり、パブリック・コメントの提出しやすさの観点から、任意とするのが望ましいと思う。 玉真委員 応答メールの出し方はどうなるか。自動で応答するシステムを利用するものと思料するが、そのシステムはどのように管理されるか。また、管理主体は誰	

か。

田村主任主事 電子媒体での受付手段は、市ホームページとちば電子申請サービスになります。それぞれ市のPR推進室と千葉県が管理しており、既存のシステムで自動応答をするものです。

玉真委員 民間業者が関与することはないか。

田村主任主事 民間業者が関与することはありません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(3) 斎場予約に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (市民課)

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 収集項目の「氏名」「住所」は葬祭業者という理解でいいか。

小島課長補佐 そのとおりです。亡くなられた方に関する情報は、「死亡者に係る情報」として整理しています。

小林委員 「死亡者に係る情報」は当該事務において、管理面も含めて重要な情報であると考えられる。もう少し詳しく記述した方が良いのではないか。

小島課長補佐 死亡届又は死産届に記載の情報を収集することになるため、「死亡者に係る情報」の後ろに括弧書きで明記します。

松本委員 葬祭業者の認定はあるのか。誰でも申し込めるのか。

小島課長補佐 申請をする際に、個人は業務の概要が分かる書類、法人は登記事項証明書を提出してもらい、葬祭業を営んでいることを確認します。

松本委員 それらの資料は申込みの際に提出するのか。

小島課長補佐 利用者登録申請書を提出する際に添付してもらいます。

松本委員 添付資料を見て即決できるものなのか。

小島課長補佐 その場ですぐ利用者登録のID、パスワードを交付することは、想定していません。

小林委員 葬祭業を営んでいることを確認する際に個人から提出を受ける内容も、収集項目に加えた方が良いのではないか。

小島課長補佐 収集項目「提出書類に記載の情報」を追加します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案及び保護措置報告のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(4) おくやみコーナー事務の開始について (市民課)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 資料3の受付シートはどのように使用するものか。裏面のその他区分に「

警察署」とあるが、警察署と情報のやり取りはするか。

小澤係長 遺族から聞取りを行い、どこが担当している事務について手続が必要となるか把握するためのものです。警察署に関しては、遺族に警察署で手続を行うよう案内するもので、警察署と市が情報のやり取りをすることはありません。

小林委員 市では弁護士や税理士等による無料相談を行っているが、そういった無料相談との連携はどのようなになるか。

小澤係長 職員が基礎的な情報をお伝えしつつ、無料相談を実施していることも含めどこに相談すればいいか、案内します。

小林委員 無料相談の弁護士や税理士等につなぐというより、飽くまで無料相談が存することの情報提供にとどめる、という理解でいいか。

小澤係長 そのとおりです。

高橋委員 市役所で対応が難しいものについては、市役所以外で相談できるところを案内するということか。

小澤係長 そのとおりです。

松本委員 おくやみコーナーでは、遺族に限らず葬儀社も受け付けるか。

小澤係長 葬儀社が利用することは、現時点で想定していません。

松本委員 おくやみコーナーを設置した旨の周知は、どのようなになっているか。

小澤係長 おくやみコーナーのチラシを遺族の方にお渡ししている冊子にまとめて、案内しています。

玉真委員 事務の概要欄に「申請書類等はコーナーから関係各課へ送付する。」とあるが、資料3の受付シートは関係各課へ送付することになるか。関係各課との情報共有の方法について説明してほしい。

小澤係長 資料3の受付シートは、利用者から申出があった際に市民課で使用するものになり、そのものを関係各課へ送付することはしません。おくやみコーナーで利用者から情報を聴取したのち、専用の電子掲示板で関係各課に対象の死亡者について知らせた上で、関係各課のみ閲覧できるフォルダに格納したエクセルファイルに関係各課が手続の有無や進捗を記入することになります。

玉真委員 確認になるが、その情報は市の機関内部のみで共有され、警察署等に連絡されるような仕組みではないという理解でいいか。

小澤係長 そのとおりです。

小林委員 収集先欄において、他の実施機関に「学校教育課、農業委員会」と記載されており、実施機関内部に「上記の関係課」とあるが、「上記の関係課」に学校教育課と農業委員会も含まれているように見える。

事務局 実施機関内部の「上記の関係課」は学校教育課と農業委員会を除外したのになりますので、分かりやすいように記載を整理します。

小林委員 本人以外から収集している理由について2号の本人同意をチェックしているので、情報が関係各課に共有される旨の同意チェック欄を受付シート等に記載し

ておく和良好的に思う。

小澤係長 本人同意については、利用の申出があった時点で口頭にて御案内しているところですが、紙面での記録について検討します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(5) 野田市スポーツ施設予約システムに関する事務の変更について（スポーツ推進課）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 児童センターの名称に「supported by kikkoman」とあるが、キッコーマンは児童センターの運営主体ではなく、飽くまでネーミングライツによるもの、という理解でいいか。

金子課長補佐 そのとおりです。

小林委員 今後申請情報に追加等あれば、収集項目に追記するように。

齋藤課長補佐 分かりました。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(6) 環境美化負担金交付事務の変更について（環境保全課）

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 申請等は自治会長が行うのか。

秋山係長 自治会長が行うこともありますし、廃棄物指導員が行うこともあります。

松本委員 市と自治会間で、会合のようなものは設けているのか。

秋山係長 そういったものは、現在ございません。

松本委員 周知は、どのように行っているのか。

秋山係長 廃棄物指導員には資料を配布していますが、その中に明記しています。

松本委員 市と廃棄物指導員との連絡は、どのようになっているか。

秋山係長 清掃計画課から資料の配布をしております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(7) 住宅用省エネルギー設備設置補助金交付事務の変更について（環境保全課）

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 今後事務に追加等あれば、その内容にしたがって、登録簿の内容に追記するように。

秋山係長 分かりました。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(8) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（生活支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 家計急変世帯について、収入・支出情報を収集するが、職業情報は収集しないか。

里見課長補佐 収集しません。

小林委員 申請書の提出書類に「給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類」とあり、給与明細書により職業を把握できるように思うがどうか。

里見課長補佐 事務上必要な情報は飽くまで収入でありあえて職業情報を収集するものではなく、職業情報が把握されないこともあるため、「本人確認書類等の提出書類に記載された情報」に整理しています。

小林委員 収集先に「都道府県」があるのは説明のとおりだが、「国」が収集先になることはない、という理解でいいか。

里見課長補佐 そのとおりです。

松本委員 先ほどの小林委員の質問と重なるが、収入の種類も収集しないのか。

西野係長 収入の種類により所得計算が異なるため、収入の種類は把握することになります。ただし、どこの会社からの給与であるとか、何という屋号での事業収入なのか、といった情報は事務上不要であるため、「学業・職業等」欄にはチェックを付けていません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿及び保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(9) 社会福祉法人の設立及び定款変更に関する事務の開始について（生活支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 収集項目の連絡先にチェックがついていないが、連絡先は収集しないということか。

里見課長補佐 法人の連絡先は収集しますが、個人の連絡先は収集しないためチェックをしておりません。

小林委員 審査過程で不明な内容があった際に、法人にではなく個人に直接聴取した方が都合の良いようなこともあると思う。

里見課長補佐 今回は、収集しないということで整理したいと思います。今後事務を実施していく中で必要となれば、変更をして再度報告させていただきます。

高橋委員 説明資料の事務の流れ1に「所管が千葉県になる場合」とあるが、どういった場合か。

里見課長補佐 法人の主たる事務所が野田市内にあれば野田市の所管に、複数の市にわたって施設を展開しているような場合は千葉県が所管になります。

松本委員 事前協議書を設立しようとする月の8か月前までに提出するとあるが、期間が長いように思われる。

里見課長補佐 事前協議書を受けた後、市において内容の審査をするとともに、野田市社会福祉法人設立認可等審査会を開催いたしますので、それに要する期間として設定しています。

松本委員 審査委員会はどういった人員で構成されているのか。

里見課長補佐 福祉部長、健康子ども部長及び両部下の各課長となっています。

玉真委員 事前協議書に、個人情報に係る情報の記載はないか。

里見課長補佐 登録簿に記載の内容以外の情報はありません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会のうち、公開の会議を終了する。

以上